

筑後市上下水道のご案内



令和6年4月1日改訂

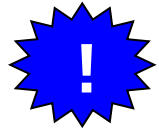
給水開始・中止の手続きについて（電話受付可）

◎給水開始の手続き

筑後市の上水道を使用する住宅で、水道を利用するには事前の手続きが必要です。お引越前に届出書の提出又は、電話連絡による『給水開始』の手続きを行ってください。※事前のご連絡がなければ、水道は利用できません。

◎給水中止の手続き

お引越などで、上水道の使用を止めるときは事前に届出書の提出又は、電話連絡による『給水中止』の手続きを行ってください。手続きをしなければ、料金がかかり続けます。お忘れのないようご注意ください。



遅くとも開始・中止日の3営業日前までに届出（電話連絡を含む）が必要です。
【受付時間】平日8:30~17:15（土・日・祝日・年末年始は休み）

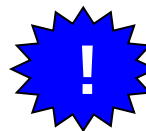
その他の手続きについて

届出の内容に変更がある場合は、上下水道課にご連絡ください。

- ① 使用者の名義が変わる場合 ⇒ 使用者変更届
- ② 土地、家屋等の売買等により給水装置自体の名義が変わる場合 ⇒ 給水装置名義変更届
- ③ 上水道の権利が不要になった場合 ⇒ 給水廃止届 ※添付書類が必要な場合があります。

上下水道料金のご請求とメーター検針について

上下水道料金は、上水道料金と下水道使用料を合算し、2ヶ月に1度ご請求いたします。



お住まいの地区によって、メーター検針とご請求の月が偶数月と奇数月に分かれます。



©筑後市
はね丸

南地区		羽犬塚校区(停車場・和泉西・和泉中)・筑後校区・古川校区・水田校区 水洗校区・古島校区・二川校区(高江・富重・若菜を除く)・下妻校区					
検針	偶数月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
請求 (検針の翌月)	奇数月	5月	7月	9月	11月	1月	3月

※ 南地区は、検針が偶数月、請求が翌月の奇数月となります。

4月1日に給水を開始された南地区の方 ⇒ 最初のご請求は5月となります

検針月（請求対象月）	
5月	4月検針（4月使用分） 《内訳》4月の基本料金 + 給水開始日から今回検針日(4月10日過ぎ)までの超過料金
7月	6月検針（5・6月使用分） 《内訳》5・6月の基本料金 + 前回検針日の翌日から今回検針日(6月10日過ぎ)までの超過料金

北地区		羽犬塚校区(停車場・和泉西・和泉中を除く)・筑後北校区・松原校区 二川校区(高江・富重・若菜)・西牟田校区・広川町の一部・三潴町の一部					
検針	奇数月	5月	7月	9月	11月	1月	3月
請求 (検針の翌月)	偶数月	6月	8月	10月	12月	2月	4月

※ 北地区は、検針が奇数月、請求が翌月の偶数月となります。

4月1日に給水を開始された北地区の方 ⇒ 最初のご請求は6月となります

検針月（請求対象月）	
6月	5月検針（4・5月使用分） 《内訳》4・5月の基本料金 + 給水開始日から今回検針日(5月10日過ぎ)までの超過料金
8月	7月検針（6・7月使用分） 《内訳》6・7月の基本料金 + 前回検針日の翌日から今回検針日(7月10日過ぎ)までの超過料金

※ 料金の計算方法については、「上水道料金の計算方法」および「下水道使用料の計算方法」を参照してください。

納期限とお支払いについて

お支払い方法は、納付書払いとスマホアプリ決済と口座振替の3種類があります。

◎納付書払いについて

納付書（上下水道料金 納入通知書兼領収書）は請求月の15日頃郵送いたします。お支払い先は、下記取扱金融機関、上下水道課窓口、納付書裏面に記載している全国のコンビニエンスストアです。納期限は、請求月の末日（12月のみ25日）です。納期限を過ぎますと、コンビニエンスストアではご利用できません。

取扱金融機関（お支払い先）

福岡銀行・筑邦銀行・西日本シティ銀行・大牟田柳川信用金庫・筑後信用金庫
福岡八女農業協同組合の各支店・ゆうちょ銀行（沖縄県を除く九州内）

◎スマホアプリ決済について

上記納付書（上下水道料金 納入通知書兼領収書）のバーコードをスキャンし納付してください。

【注意点】

- スマホアプリでの決済に使用できるのはPayPay、LINE Pay、d払い、au PAYです。
- チャージ残高での納付となります。
※市役所・金融機関・コンビニエンスストアでの電子マネー納付はできません。
- 筑后市からは領収書は発行しません。
- 納期限を過ぎた納付書やバーコードが読み取れない納付書はご利用になれません。
- 1枚当たりの金額が30万円を超える納付書はご利用になれません。
- 納付手続きが完了した後は取り消しができません。
※必ず注意事項を確認したうえでご利用ください。

◎口座振替について

ご利用いただける金融機関は、上記の取扱金融機関および九州労働金庫です。市内金融機関窓口を設置されている「筑后市税・料金口座振替依頼書」にご記入、捺印のうえ、**直接取扱金融機関および九州労働金庫にて**お手続きください。

口座振替の手続きが完了するまでは、納付書をお送りいたします。

◎お支払いについて

納期限を過ぎてお支払いがない場合は、給水を停止する場合がありますのでご注意ください。

上水道料金の計算方法

水道料金（月額、メーター口径13～20mmの場合）

基本料金（メーター器使用料含む）…………… 3,520円（税別）
超過料金（1㎡毎）…………… 150円（税別）

$$\text{水道料金} = \boxed{\text{基本料金}} + \boxed{\text{超過料金}} + \boxed{\text{消費税}}$$

2ヶ月で使用水量が20㎡以下の場合、水道料金は、3,872円（税込）です。
※1円未満は切り捨てます。

◇例◇ 7月検針時の使用水量が27㎡の場合
（メーター口径13～20mmの場合）

20㎡ 基本水量（10㎡×2ヶ月）	7㎡ 超過水量
----------------------	------------

★料金計算方法 <<6・7月分（8月ご請求）>>

$$\left(\frac{3,520 \text{円}}{\text{基本料金2ヶ月分}} + \frac{150 \text{円} \times 7 \text{㎡}}{\text{超過料金}} \right) \times \frac{1.1}{\text{消費税}} = 5,027 \text{円}$$

※1円未満切り捨て

漏水について

宅地内の漏水で水道本管から止水栓までの漏水は上下水道課の負担で修理しますので、同課までご連絡ください。

メーター器から宅内部分の漏水は、所有者負担での修理となります。修理については、配管工事を施工した業者、市の指定する給水装置工事業者（指定工事業者）へご連絡ください。指定工事業者の一覧表は、上下水道課及びホームページ上にあります。なお、漏水箇所によっては料金の減免措置がありますので、指定工事業者に依頼し、上下水道課まで減免申請書をご提出ください。

※漏水箇所によっては、水道料金の減免対象外となるものがあります。

市営住宅の場合は筑后市役所 都市対策課（0942-65-7029）へご連絡ください。県営住宅の場合は福岡県住宅供給公社（0942-30-2660）へご連絡ください。また、アパートや貸家にお住まいの方は管理者にご連絡ください。

上水道の改造、修理等について

上水道の改造、修理等は、各家庭や事業所の上水道工事は市給水条例に基づき市の指定工事業者が施工することになっています。新築、増改築などで上水道を変更する場合は、指定工事業者へ工事申込をして下さい。なお、指定工事業者以外の業者により施工された場合、市の上水道が利用出来なくなりますのでご注意ください。

指定工事業者の一覧は、上下水道課窓口にあります。また、市ホームページにも掲載しています。

下水道の手続きについて

筑後市では、下水道に接続している施設とそうでない施設があります。接続されていないお客様に下水道使用料がかかることはありません。

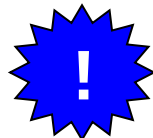
◎利用の手続き

・上水道のみをご利用の方

上水道の開始・中止の手続きをされると下水道の手続きも併せて行われますので、特別な手続きは不要です。

・井戸水をご利用の方

開始もしくは休止される場合は、書面での手続きが必要です。上下水道課にてお手続きください。



井戸水を利用し、かつ下水道を使用しているご家庭においては、住民票の世帯人員をもって汚水排出量を認定し、認定した使用量をもとに、下水道使用料を請求いたします。住民票の世帯人員と実際にお住まいの人数が違う場合は、「世帯人員変更届出書」の提出が必要となります。

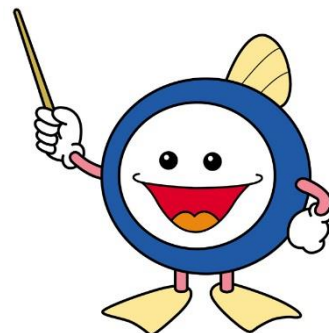
下水道使用料の計算方法

下水道使用料

基本使用料 2,668 円 (税別)
従量使用料 172 円 (税別)

下水道使用料 = + +

2ヶ月あたり14m³までの下水道使用料は、2,934円(税込)です。
※1円未満は切り捨てます。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

◇例◇ 7月検針時の汚水排出量が27m³の場合

14m ³ 基本使用料に含まれる汚水排出量	13m ³ 超過汚水排出量
-------------------------------------	-----------------------------

★料金計算方法 <<6・7月分(8月ご請求)>>

$$\left(\frac{2,668 \text{ 円}}{\text{基本使用料 2ヶ月分}} + \frac{172 \text{ 円} \times 13 \text{ m}^3}{\text{従量使用料}} \right) \times \frac{1.1}{\text{消費税}} = 5,394 \text{ 円}$$

※1円未満切り捨て

下水道の改造、修理等について

下水道の排水設備については、排水設備の工事が適正なものでないと、下水が流れなかったり詰まったりして下水道の効果を得ることができません。排水設備の工事施工については、市の排水設備指定工事店へ申込みをしてください。

指定工事業業者の一覧は、上下水道課窓口にあります。また、市ホームページにも掲載しています。その他、工事についてご不明な点があれば上下水道課下水道工務担当(0942-65-7037)へご連絡ください。

◎筑後市認定汚水排出量

人員	認定汚水排出量
1人	14m ³
2人	28m ³
3人	40m ³
4人	48m ³
5人以上の場合は、1人増えるごとに6m ³ を加算する(早見表をご覧ください)	

※上記汚水排出量は、2ヶ月当りのものです。

汚水排出量の算定方法

汚水排出量の算定方法は使用水によって異なります。

使用水に変更があった場合は、上下水道課で変更の手続きをお願いします。

I) 上水道のみ使用の場合 ⇒ 上水道の使用水量

II) 井戸水のみ使用の場合

⇒世帯人員により汚水排出量を認定

(右の認定汚水排出量の表をご参照ください)

※事業所の場合は、井戸水管へ設置したメーター(使用者負担で設置)により算定した井戸水の使用水量

III) 上水道・井戸水の併用の場合 ⇒ 上水道使用水量と認定汚水排出量を比較して多い方

※事業所の場合は、上記2つの方法により算定した汚水排出量を合算した量



©筑後市 はね丸

ご連絡先

〒833-8601
筑後市大字山ノ井898番地
筑後市上下水道課
Tel 0942-65-7035 (上水道庶務 直通)
0942-65-7036 (下水道庶務 直通)
0942-53-4118 (上水道工務 直通)
0942-65-7037 (下水道工務 直通)
営業時間：平日8:30~17:15
(土、日、祝祭日、年末年始は休み)

